

情報通信審議会 情報通信技術分科会 I T U 部会（第 22 回）議事録

1 日 時

令和 5 年 10 月 24 日（火） 14 時 01 分～15 時 21 分

2 場 所

Web 会議による開催

3 出席者

(1) 委員（50 音順(敬称略)）

伊丹 誠（部会長代理）、上條 由紀子、三瓶 政一（部会長）

(2) 専門委員（50 音順(敬称略)）

伊藤 寿浩、今井 朝子、岩田 秀行、梶原 ゆみ子、上村 治、木下 真吾、
古賀 正章、武田 幸子、丹 康雄、永沼 美保、西岡 誠治、西島 英記、
藤本 正代

(3) オブザーバー（50 音順(敬称略)）

齋藤 進（NHK）、本多 美雄（エリクソン・ジャパン(株)）、
三留 隆宏（スカパーJSAT）

(4) 総務省

田原国際戦略局長、豊嶋大臣官房審議官、西村放送技術課技術企画官、
杉本国際周波数政策室長、作田基幹・衛星移動通信課電波利用分析官、
増子新世代移動通信システム推進室長

(5) 事務局

中越通信規格課長、成澤通信規格課標準化推進官 他

4 議事

(1) 答申案件

「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」のうち「2023 年国際電気通信
連合無線通信総会への対処」について【昭和 60 年 4 月 23 日付け（平成 6 年 1 月 24
日一部修正）電気通信技術審議会諮問第 1 号】

(2) その他

開 会

○中越通信規格課長 皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ITU部会事務局の担当をしております中越でございます。本日はよろしく願います。定刻となりましたので、これよりITU部会を始めさせていただきたいと思っております。三瓶部会長、よろしく願います。

○三瓶部会長 それでは、定刻となりましたので、第22回情報通信審議会情報通信技術分科会ITU部会を始めさせていただきます。

現時点で、委員4名中3名出席で、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、名のってから御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみの傍聴とさせていただきます。

併せまして、本日の会議は案件の説明などのため、周波数管理・作業計画委員会から横山主査、電波伝搬委員会から石井主査、衛星・科学業務委員会から加藤主査に御出席いただいております。加藤主査におかれましては、対処方針の質疑終了後に中座されると伺っております。さらに、案件の説明を補足するため、スカパーJSAT、三留様、エリクソン・ジャパンの本多様、NHKの齋藤様がオブザーバーで出席しております。

本日は、来月11月13日から17日まで、国際電気通信連合無線通信総会、RA-23が開催されますので、その対処について御審議いただきます。

RAは、ITU-Rの研究委員会から提出される勧告案の承認、2024年から始まる次期研究会期の研究課題、研究体制等について審議を行うものでございます。どうぞよろしく願います。

審議の前に、9月期の定期改選におきまして、当部会の専門委員が変更となりましたので、事務局より御紹介をお願いいたします。また、総務省側にも人事異動があったと伺っておりますので、簡単に御紹介をお願いいたします。

○中越通信規格課長 三瓶部会長、どうもありがとうございます。

事務局より当部会の専門委員の変更について御紹介させていただきます。

9月期の4名の専門委員の方が変更となっております。

寺田専門委員の御後任として、日本放送協会、伊藤専門委員、内田専門委員の御後任として、楽天モバイル、大坂専門委員、岡専門委員の御後任として、日本電信電話、木下専門委員、浜本専門委員の御後任として、NTTドコモ、西島専門委員、以上4名の方に御着任いただいています。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、総務省側でも夏の人事異動による変更がございましたので紹介させていただきます。

国際技術、サイバーセキュリティを担当している大臣官房審議官といたしまして、豊嶋が新たに着任いたしました。こちらの部会にも参加させていただいております。

また、私、中越と申しますが、同じく夏の人事で通信規格課長に着任いたしました。本日の事務局を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○三瓶部会長　　どうもありがとうございました。

では、次に、事務局から本日の資料の御確認をお願いいたします。

○中越通信規格課長　　それでは、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

本日はオンラインによる進行のため、ペーパーレス会議で行わせていただきたいと思いますと考えております。昨日、メールで資料を送らせていただきましたが、お手元にお持ちでない方がいらっしゃいましたら、ウェブ会議システムの挙手等でお申し出いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の下側に会議資料ということで一覧をつけてございます。資料22-1といたしまして、ITU部会の名簿、22-2といたしまして、無線通信総会への対処、22-3といたしまして、無線通信部門における今期研究会期の研究体制、22-4といたしまして、答申書の（案）となっております。また、本日は、構成員限りといたしまして、資料22-5-1から4として、日本語の寄与文書概要と英語の寄与文書本文を配付させていただいております。寄与文書につきましては、メンバーステートとセクターメンバーが見るものでございますので、構成員限りといたしまして、事後も非公開の取扱いとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○三瓶部会長　　どうもありがとうございました。

議 事

- (1) 答申案件「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」のうち「2023年国際電気通信連合無線通信総会への対処」について【昭和60年4月23日付け(平成6年1月24日一部修正)電気通信技術審議会諮問第1号】

○三瓶部会長　それでは、本日の議事に入らせていただきます。

来月、11月13日から17日に開催されます無線通信総会(RA-23)に向けて御審議いただきたいと思えます。

まず、諮問第1号「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」は、1番目、(1)無線通信総会に提出される勧告案に対する評価、2番目に、無線通信部門の研究課題の見直しが審議課題となります。本日は、「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」のうち、「2023年国際電気通信連合無線通信総会への対処」について御審議いただきます。また、情報通信審議会決定第1号及び情報通信技術分科会決定第43号に基づきまして、ITU-Rへの対処に関する事項については、当部会の決議をもって情報通信技術分科会の決議、答申とするということになっております。したがって、本日御審議いただきますRA-23への対処は、本部会での決議をもちまして、一部答申とさせていただきます。

資料22-2ですが、第1章の総論は事務局から御説明いただき、その他の各章につきましては、各委員会より続けて御説明をお願いすることにいたします。全ての御説明が終わったところで質疑を行うことといたします。

では、まず事務局より簡単に第1章の御説明をお願いいたします。

○中越通信規格課長　それでは、22-2の資料2ページ目、御確認いただければと思えます。国際電気通信連合無線通信部門(ITU-R)、こちらは無線通信に関する技術及び運用についての研究や、無線通信局間の有害な混信を避けるための周波数スペクトル帯の分配、周波数の割当ての登録などを行ってございます。この活動については、我が国の無線通信システムの発展、電波監理、電波監視等にも大きな影響を与えるものでございます。

こちらの無線通信部門の総会、今年のRA-23でございますけれども、本年の11月13日から17日まで、アラブ首長国連邦・ドバイ首長国において開催されることと

なっており、研究委員会、SGから提出される勧告案の承認、次期研究会期の研究課題や研究体制などについて審議が行われることとなっております。

今般、こちらのRAで審議されます勧告案、決議案、これらにつきましては、これまでのITU-RのSGでの検討に我が国としても参加いたしまして、策定に貢献した成果でございます。我が国の意見が取り入れられているものを中心に、基本的に支持していく。こういったことが適当であると考えてございます。

次期研究会期の研究課題につきましては、無線システムの発展ですとか周波数の利用効率の向上の観点から適当な課題を支持することが適当であると考えております。次期研究会期の研究体制につきましては、最新の技術動向を考慮し、多くの専門家が参加しやすい構成とすることが必要であり、活動の効率性ですとか技術動向の観点から対応することが適当であると考えております。

総論としては以上でございます。

○三瓶部会長　　ありがとうございました。

それでは、周波数管理・作業計画委員会から、資料3ページ、第2章、SG1関連の対処につきまして、5分程度で御説明をお願いします。

○横山主査　　ただいま御紹介いただきました周波数管理・作業計画委員会主査を務めております横山と申します。どうぞよろしくをお願いします。

3ページに、SG1関係のRAへの対処がございますので、御説明を申し上げます。ITU-Rには6つの研究委員会がございます、そのうちSG1は「周波数管理」を研究対象としております。具体的には、個別の無線通信業務によらない業務横断的な周波数管理に関する原則や、技術あるいは電波監視技術を対象としております。今研究会期におきますSG1は、年1回のペースで研究会期は4年ありますので、計4回開催されました。

5ページに、勧告案あるいは決議案のリストがありますので、移っていただきまして、5ページです。表の1、RA-23に提出される勧告案はございません。続きまして、表2-2でございますが、RA-23に提出される決議案はそちらにあります表2-2のとおりでございます。これらほとんどが内容を現行化するためのエディトリアルな改訂でございます、我が国としては、これら決議の改訂案について支持したいと考えております。

それで同じくページ5の下のほうですが、RAに提出する研究課題のリストがござい

ます。今研究会期におきましては、研究会期から始まる2020年の段階で、14件の研究課題がSG1に割り振られておりました。会期中に1件が改訂されまして、また、2件の研究課題が追加されております。

具体的には、改訂された研究課題は、6ページの上から2番目でございます研究課題番号210、枝番の4/1とありますけれども、ワイヤレス電力伝送。それから、新たに追加された研究課題は、7ページの下から2番目と1番目、7ページです。研究課題番号242と243。242のほうは、地中レーダーに関する周波数管理フレームワーク。一番下の243は、電気・電子機器から発生する意図しない高周波エネルギーの無線通信業務に対する影響。これら2件がこの研究会期の中に、新たに追加されております。これらの研究課題につきましては、RA-23後に始まる次の研究会期で継続して研究されることになっておまして、日本としましては、これら研究課題を引き続き支持してまいりたいと考えております。

特に、研究会期で改訂されたワイヤレス電力伝送につきましては、日本としても、研究会期の際に寄与文書を入力するなど、積極的に貢献されてまいりました。また、RAの直後に開かれるWRC-23におきましても議論が行われることが予定されております。次会期に向けてもワイヤレス電力伝送につきましては積極的に貢献し、また、今後の議論、研究を注視してまいりたいと考えております。

簡単ですが、以上、SG1関係、御説明申し上げました。

○三瓶部会長　　ありがとうございました。

では、続きまして、資料10ページ、第3章、SG3関連の対処につきまして、電波伝搬委員会から御説明をお願いいたします。

○石井主査　　電波伝搬委員会主査をしております情報通信研究機構の石井と申します。

よろしく申し上げます。資料に従いまして御説明申し上げます。

まず、SG3は電波伝搬を研究対象としております。今回、SG3からRA-23に提出される勧告案はありません。また、RA-23に提出される決議案につきましても、当SG3からはございません。

続きまして、4、研究課題の見直しについてですが、今会期は当初、25件の研究課題があり、会期中に1件の追加、1件の改訂がありました。現在の研究課題は表3-3に挙げておりますとおりでして、RA-23において承認が必要とされる改訂及び削除はありません。次会期の研究課題は、我が国としてその重要性を認識しており、引き続

き研究を支持していきます。

この中で、主な研究課題の概略を御説明したいと思います。研究課題、238-2/3ですが、こちらは275GHz以上の周波数を使う無線通信業務のための伝搬データを研究対象としております。この研究課題は、我が国からの提案により、WRC-19において議論され、アプリケーション特定がなされております。今会期においても引き続き我が国から積極的に寄書の入力を行い、関連する勧告改訂を行っていくということにしております。

続きまして、5の参考事項に移りたいと思います。SG3は、2020年3月、2021年4月、同6月、2022年5月、それから、今年2023年5月の5回開催されました。この中で4件の新規勧告案及び43件の改訂勧告案が郵便投票に付され、承認されております。これらの承認された勧告リストは表3のように示しております。

この中で重要課題の審議状況について、2件御紹介したいと思います。HAPSに関連した記載のあるITU-R勧告P.1409、同P.452、P.2108、また、P.2109です。こちらについて、今会期中、我が国からも測定データを提出するなど積極的に寄与を行っております。特に、ITU-R勧告P.2109につきましては、建物侵入損失についてまとめており、我が国から、高層ビルにおける測定結果を基に、建物侵入損失のサイトスペシフィックモデルを提案し、早期の勧告改訂に向けて継続的に議論がなされています。

もう1件は、ITU-R勧告P.1238、及び、P.1411についてです。これらの勧告は300MHzから450GHzにおける室内及び室外伝搬におけるそれぞれの伝搬データと推定モデルについてまとめております。こちらについても、英国、韓国及び我が国からの寄与文書を基に継続的な議論が行われているという状態です。

特に、275GHz以上の高周波数帯（テラヘルツ帯）です。こちらの電波伝搬特性については、我が国より、早期の勧告改訂に向けて、研究成果等のデータ入力を行うなど、積極的な寄与を行っている状態であるということでございます。

それぞれの表について御説明は割愛させていただき、説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○三瓶部会長　ありがとうございました。

では、続きまして、資料20ページ、第4章、SG4関連の対処につきまして、衛星・科学業務委員会からお願いいたします。

○加藤主査 東北大学の加藤です。現在は、SG4とSG7の2つの主査を務めさせていただいているんですけども、まずはSG4につきまして御報告を申し上げます。資料でいいますと、20から34ページまででございます。

まずSG4の研究対象というのは衛星業務でございます、我が国からは、現在、副議長として、スカパーJ SATの河野宇博氏を選出しております。次会期の副会長としても引き続き推薦しているという状況でございます。

今回、RA-23に提出される勧告案について、次に御説明を申し上げます。SG4では、表4-1というのがございまして、ここにはRA-23に提出される可能性がある勧告案が1件ございます。この表でございます。M.633-4の改訂に関するものがございます。この勧告は、406MHz帯で動作する衛星EPIRBというものがございまして、このEPIRBというのは、海上での捜索救助のための無線通信システムになっておりまして、その送信特性を規定するもので、本改訂は参照文書の更新を行うものとなっております。11月14日現在を締切りとして、改訂の承認に係る郵便投票の手続が行われておりまして、承認された場合、RA-23には提出されずに、RA-23での対処が不要となる予定です。もし郵便投票で承認されなかった場合、RA-23で引き続き検討することになりますので、今のところ、静観という対応をしております。

RA-23に提出される決議案については、今回、提出するものがなく、対応が不要となっております。

4番目の研究課題の見直しでございますが、この見直しにつきましては、必要となる研究課題の改訂や削除は特になく、対応は不要となっております。今会期では、当初、57件の研究課題がありましたが、会期中に1件の削除が実施されております。次会期の継続される研究課題は、表4-3のとおりでございます。これにつきましては、我が国としては支持するという事になっております。

それから、主な研究課題3件のうち、特に超高精細テレビ、UHD TV、衛星放送につきましては、我が国が大きな貢献をしております、2022年に、研究課題に基づいて、ITU-Rの報告が改訂されました。これが非常に大きな成果になっております。

最後に参考事項として、この今研究会期、およそ3年弱の間だったんですけども、計5回の開催がございました。会期中に8件の新規、それから、改訂勧告案が承認されるとともに、1件の勧告の削除が承認されました。これをまとめた表は4-4になっております。

承認された勧告の中で重要なものとしてS. 2158というのがございまして、前回のWRC-19で、航空ESIMというのがございまして、これは地上業務を保護するための地表面上PFDの制限値が、これについては決められておりましたが、それを制限する値がございまして、どういうふうにそれを審査するかという具体的な方法がなかったので、今回、この審査方法を取りまとめたものになっております。

SG4の対処方針につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○三瓶部会長　　ありがとうございました。

では、続きまして、資料35ページ、第5章、SG5関連の対処につきまして。これは地上業務委員会で私が主査を務めておりますので、私から御報告いたします。

○三瓶主査　　それでは、まず1項目めですけれども、SG5の研究対象、これは移動業務、固定業務、移動測位業務、アマチュア業務及びアマチュア衛星業務が研究対象となっております。また、日本からの役職者としましては、NTTドコモの新博行様が副議長を務められております。新様におかれましては、今回が2期目でございます、任期満了となりますことから、次会期はKDDIの今田諭志様を副議長に推薦しております。

次、2項目めですが、RAに提出されるSG5関連勧告案につきましては、表5-1に一覧を示しております。勧告M. 541-10及び勧告M. 1171-0の改訂案、この2件がRAに提出されまして、我が国としましては、これまで主体的に議論、参加、貢献して作成されたものということもあって、いずれも支持したいと考えております。

また、勧告案の関連でもう1件御紹介させていただきますが、アマチュア業務及びアマチュア衛星業務が無線航行衛星業務、すなわちRNSSの受信局に与える干渉から、この受信局を保護するためのガイダンスを与える勧告が策定されているところでございます。これにつきましては、先月、9月にSG5の会合で審議されましたが、合意に至りませんでした。そのため、正式にRAに上程されるものではございませんが、我が国としましては、RNSSの受信機を保護するガイダンスを与える本勧告の早期策定が重要であると考えておりますので、RAの審議及び承認を目指して、RAに対して日本寄与文書を提出し、対処したいと考えております。

続きまして、3項目め、RAに提出されます決議案でございます。表5-2に一覧を示しております。決議55-3の改訂案がRAに提出する予定となっております、我が国としては、これは支持して差し支えないと考えております。また、決議56-2及び65の改訂案に関してでございますが、この2件の改訂案につきましては、先月9月

のSG5会合の議論の結果、改訂案としてのRAの上程には合意が得られませんでしたので、RAには情報として報告されるということになっております。しかしながら、これらはIMTの開発プロセスに影響を与えるなど、重要な改訂決議案でございますので、当会合内での審議及び承認を目指して、日本寄与文書を提出し、対処したいと考えております。

4項目めでございます。SG5所管の研究課題関係ですけれども、表5-3にSG5が担当する研究課題一覧を示しております。今研究会期は、当初33件の研究課題がありまして、会期中に1件の削除が行われました。また、先月9月のSG5では1件の新規研究課題の追加、8件の改訂が採択されたほか、2件の削除が合意されました。これらはいずれも郵便投票にかけられることとなりました。我が国としましては、いずれも支持することに差し支えないと考えております。そのほか、次研究会期に継続される研究課題につきましても引き続き支持することとしたいと考えております。

また、資料には、研究課題のうちの主なものにつきまして簡略を説明しておりますが、時間の関係で説明は割愛させていただきます。適宜御参照ください。

最後に5項目め、参考事項でございます。今会期中に郵便投票によって承認された勧告の一覧を表5-4に示してございます。今研究会期中、SG5会合は合計5回開催されまして、2020年から2022までの4回の会合では、1件の新規勧告案、31件の改訂勧告案及び1件の勧告削除案が採決、合意の上、郵便投票に付され、承認されております。

また、先月9月に開催されました今研究会期、最後のSG5会合におきましては、4件の新規勧告案、12件の改訂勧告案が採択されたほか、1件の勧告削除案が合意されました。このうち2件の改訂勧告案につきましては、無線通信規則において参照による引用がなされておりますので、RAにこれは上程されます。残る勧告案につきましては、郵便投票により承認を求める手続が取られます。

資料のほうに重要課題を幾つか取り上げまして、審議状況、勧告化の動向につき概要を説明しております。時間の関係で説明を割愛させていただきますが、適宜御参照ください。

SG5関連の対処方針の御説明については以上となります。

○三瓶部会長　それでは、続きまして、資料55ページ、第6章、SG6関連の対処につきまして、放送業務委員会からお願いいたします。

○伊丹主査 放送業務委員会主査を仰せつかっております東京理科大学の伊丹でございます。SG6に關しまして御報告させていただきます。

SG6は、研究対象といたしましては、放送業務を担当しております。我が国からSG6の議長といたしまして、NHKの西田氏が務めてまいりましたが、御退任予定ですので、次会期は、副議長として、我が国からNHKの大出氏を推薦しております。

勧告案といたしましては、RA-23に提出されるものはございません。決議案といたしましては、表6-2にありますとおり4件ございまして、我が国としては、それら全てを支持することとなっております。

次会期の研究課題に關しましてですが、SG6の次会期の研究課題の評価一覧は表6-3にございます。研究課題について、今会期は当初36件の課題がございまして、会期中に1件の追加、4件の改訂及び5件の削除を実施いたしました。また、7件の改訂及び2件の削除が承認手続中であり、RA-23後に完了予定です。RA-23で承認が必要とされるものではありませんが、我が国として、次会期の課題を支持いたします。

主な研究課題といたしましては、(1)から(4)を挙げておりまして、1はパーソナルデータの保護と活用の方法について研究するもの。2は、地上デジタル放送の高度化や導入方策について研究するもの。3は、高度没入型映像音響システムについて研究するもの。4は、今会期に追加されたもので、放送システムが環境やエネルギー消費に与える影響について研究するもの。特に2と3については、これまで我が国からレポート作成や勧告策定に積極的に寄与してまいりました。

参考事項でございますが、SG6は、2020年2月から2023年9月まで計8回開催されまして、新規勧告案7件、勧告改訂案43件及び勧告廃止案48件が採択・承認済、または採択承認手続中でございます。今会期は、勧告の内容が不要となったものや陳腐化したもの、他の勧告に包含されるものなどについて多数の勧告の見直し、廃止が行われました。3DTVのように普及が進まず陳腐化した勧告や、LSDIのように特定の利用シーンに特化した勧告で、一般的な放送技術の勧告に集約が可能なものなどについて、技術の進展や運用の状況を踏まえ、我が国が先導して勧告の見直しを積極的に進めてまいりました。

重要課題といたしまして、1点目は、(1)の地上デジタルテレビ放送の高度化であり、新たなデジタル地上放送システムや技術アプリケーションを導入するに当たっての要求条件及び新方式への移行シナリオと方法をガイダンスとして示す勧告が策定されま

した。また、我が国から、総務省技術試験事務で実施した総合接続試験の結果をUHD TV地上放送の野外実験をまとめたレポートに入力いたしました。

2点目は、(2) 高度没入型音響システムであり、イマーシブメディアを利用するためのシステムアーキテクチャを規定する新勧告が策定されました。これは我が国の提案に基づくものでございます。その他、我が国から放送局における没入型コンテンツやAR/VRコンテンツ制作等に関する取組を報告し、レポートに反映されました。

3点目は、放送の将来ビジョンであり、前回のRA-19において決議70及び71が策定されたことを受けて、SG6の各ワーキングパーティーを横断するラポータグループにおいて審議が行われました。西田氏がSG6議長として検討を推進してきたほか、我が国もラポータグループに参加し、国内の技術開発動向に沿って議論に貢献いたしました。結果として、将来の放送に向けて取り組むべき課題などが記載されている放送の将来の枠組みと将来の放送政策の枠組みの2つのレポートが作成されました。

以上でございます。

○三瓶部会長　　ありがとうございました。

では、続きまして、資料73ページ、第7章、SG7関連の対処につきまして、衛星科学業務委員会からお願いいたします。

○加藤主査　　再び加藤です。SG7につきまして御報告させていただきます。科学業務を研究対象としております。RA-23に関しましては、今回、勧告案の提出はなく、対応は不要となっております。提出される決議案につきましては、表7-2のとおりとなっております。1件の決議案がございます。55-3の改訂に関するものになっております。こちらのほうは災害が発生した際の無線通信のための周波数を有効利用する観点から、関係するSGは、外部機関とも連携しつつ、災害の予測、検知、被害緩和等に資する無線通信に関する研究や、ガイドラインの策定を行うことを規定しているものでございます。

この改訂につきましては、WP5A、SG5が進めた改訂に追加する形で、WP7Cが参照文書として関係するレポートやハンドブックのタイトルなどを追記しているもので、今回、SG5でも支持していることから、我が国としては支持するというスタンスを取っております。

4の研究課題の見直しについてでございますが、SG7では、RA-23において承認が必要となる研究課題の改訂や削除はなく、対応は不要となっております。今会期で

は、当初34件の研究課題がございましたが、会期中に3件の追加が承認されて、承認された研究課題は、本日、主な研究課題に記載してございます。また、直近、2023年10月に開催されたSG7会合で、改訂や削除が合意された研究課題については、今後、郵便投票の手続に付される予定となっております。次会期の継続される研究課題につきましては、表7-3のとおりでございます。

最後に参考事項として御説明させていただきます。今研究会期においてはSG7の会合は、合計4回開催されました。計7件の新規、それから改訂勧告案が承認されました。承認された勧告案の中で、重要なものとして一つ挙げさせていただきます。SA.2141-0というものでございます。この勧告は、14.8から15.35GHz帯で使用される宇宙研究業務システムの特徴をまとめたものでございます。WRC-23の議題の1.1.3の技術検討の基準の検討のベースになっています。この周波数帯ですけれども、二次分配されている宇宙研究系業務の一次分配への格上げを検討しているものでございます。

直近の10月に開催されたSG7会合で合意された新規改訂の勧告につきましては、今後、郵便投票に付される予定となっております。これらの勧告の動向につきましては、表7-4のとおりでございます。

SG7からの報告は以上です。よろしく願いいたします。

○三瓶部会長　　ありがとうございました。

では、続きまして、資料84ページ、第8章、RAG関係の対処につきまして、周波数管理・作業計画委員会からお願いいたします。

○横山主査　　先ほどSG1の御説明申し上げました、主査を務めます電波産業会、横山です。RAGと呼んでおりますが、Radiocommunication Advisory Group、無線通信諮問委員会につきまして御説明いたします。

資料は84ページからでございます。RAGは、WRCの準備ですとかRA及びスタディグループに関する計画、運営、財政事項等について検討し、無線通信局長に助言することを任務としております。これまで各主査から御紹介のあった研究委員会が研究を行うグループであるのに対して、RAGは、無線通信局長にITU-R部門の関係の助言を行う、運営等々について助言を行うというところが、性格がちょっと違うということでございます。

今会期におきましては、通常、年1回ということですが、全権委員会議が2022年

にございましたので、その準備の関係で5回開催されております。項目の2番目のRA-23で審議が想定される決議案でございます。まず、ほかのSGと異なって、RAGの場合はRAに対して決議案を提案する機能と申しますか、権能を持っておりませんので、「想定される」と書いてありますのは、RAGの検討に基づいて、各国がRAに提案を入れてくるのではないかという意味合いでそういうふうに書いてございます。

具体的には、87ページの表の1に、決議案のリスト、6件挙げてございまして、このうち、上から3つ、3件を支持、それから、それ以外を静観という対処をしたいと考えてございます。

まず、この表8-1の1番目が新決議、ジェンダー平等の促進に関する新決議でございます。今会期のRAGにおきましては、2つのコレスポネンス・グループが設置されまして、そのうちの1つ目のコレスポネンス・グループ、CGで検討されたのがこのITU-Rにおける、ジェンダー平等の促進に関する新決議案でございます。このCG、コレスポネンス・グループで作成した新決議案の内容は、そこに概略を簡単に書いてございます。3項目、書いてございますが、これは2019年のWRCにおきまして、同様の宣言、ジェンダー宣言というものが既に採択されております。その内容を踏襲するものとなっております、今回、新決議案としてRAの形で決議する案もほとんど同じ内容となっております。

新決議の欄の表の真ん中辺りに書いてありますけれども、APT、アジア太平洋の加盟国が参加して、ITU-R、ITUに対する対応を共同で足並みをそろえてやっていきたいと思いますという場があるのですが、APTとして共同提案を入力しようということとなっております、このAPT加盟国が共同で新決議案の提案をRA-23に輸入する予定となっております。日本もこのAPTの加盟国と一緒に提案するものに関しては、支持するという対応してきてまいりますので、この新決議に関しては支持したいということでございます。

次が決議2-8とあるものの、会議準備会合、CPM、この決議に関して御紹介したいと思います。CPMはWRCの準備会合でございます。大体、WRCが秋、今年で言えば秋に開催されますけれども、約半年前に会議を開いて、それまでに各SGで取りまとめたWRCの各議題に対する技術的検討の結果を集めて、全体を通してレビューして、WRCでこういう方向で検討し得るのではないかという選択肢を示すのがCPMの場ですけれども、その場に対してAPT、先ほど申し上げたAPTです。アジア太平洋の

加盟国としての共同提案を入力する予定となっております。

その中身としては、若干ここはテクニカルで恐縮ですが、無線通信規則の中に脚注分配という周波数分配のやり方がございまして、その脚注分配に各国の国名を入れたり、抜いたりすると。そういうこと自身をWRCの中で毎回やっております。ある国の分配が変わりますと、その周辺国に影響が及ぶので、ある程度早い段階でそういうことをしたいという意図がある場合は、CPM、先ほど半年前に開催すると申し上げましたが、CPMの場を通して、あらかじめ周辺国に情報提供するようにはどうかという規定を提案するというのがこのAPT共同提案の内容でございます。こちら日本として、このAPTの枠組みの中で議論してまいりますので、支持したいと考えております。

3番目が、決議1-8と書いてある決議でございます。この決議1-8は、ITU-R、ITUの無線通信部門の作業方法を定める決議でございます。これはRA-19の結果、RAGに対して、先ほどコレスポネンス・グループで検討したということで、ジェンダー平等の話を申し上げましたが、もう一つのコレスポネンス・グループで検討し、あるいはRAG自身の場で検討してきたものでございます。見直し対象の欄に書いてありますけれども、全体として見直しの方向性を支持したいと考えております。

RA-23での検討に日本としても貢献していきたいと考えておりますので、このRAGで取りまとめた決議案を若干改善する形で、日本としても寄与文書を入力するというふうに考えてございます。資料としては、資料22-5-1が出ていますので、後ほど御参照いただけるのではないかと思います。具体的な中身を3点、御紹介いたします。

1番目は、複数のSGに関連する勧告の採択・承認手続でございます。複数のSG、例えばSG4、SG5とか、地上業務と衛星業務の間の電波の使い方はどうしていくかといったような勧告があった場合、現状では関係するSGの議長の間で協議することになっているんですが、それだとなかなかうまくいかない場合もあるということで、今回、作業方法の改善案としては、いずれかのSGが作業を主導するという形を取ってはどうかというのが、①複数のSGに関連する勧告採択手続の改善案、修正案でございます。今申し上げたのはRAGの案ですけれども、日本としては、主導するワーキングパーティーを決めるというRAGの案も、それを支持しつつ、他方、それでも一つに決め切れない場合もあるだろうということで、そういった場合、共同でSGが一つの勧告に責任を持つという場合もあるだろうということで、そういった場合に開催時期が後ろとなる

SGが、勧告、承認手続を進めるといった規定を追加することで、円滑な作業を進めることができるのではないかというのが日本寄書で追加的に提案しようと考えているところでは、

②が、WP議長の最長任期です。先ほど、それぞれのスタディグループの御説明の中で、日本から議長あるいは副議長を出されているというお話ございましたけれども、これまでスタディグループの議長、副議長については、最長の任期はもう既に1993年ぐらいから徐々に決まっております、今回、RA-23で議題、検討項目となっておりますのがWP議長の最長任期でございます。RAGの検討の中では、幾つか未解決事項がオプションの形で併記されております。

一つは、WP議長の最長任期、2期または3期、これはどちらかまだ絞り込まれておりません、RA-23の中ではどうするかというのが議論される予定と。また、ふさわしい後任候補者がいない場合の対応をどうしていくかという点もまだ未解決といえますか、継続審議で、RA-23で審議される予定となっております。これについては、日本の議長ポスト獲得に影響が出ないように配慮するとともに、必要に応じて、最長任期を定めるに当たり、ふさわしい後任候補者がいない場合の対応は必要である旨を表明したいと考えております。

この②のWP議長の最長任期に関しましても、日本寄書の中で提案していこうと考えております。過去のスタディグループ、議長、副議長の任期が設定された際の例に倣って、WP議長の最長任期の上限が適用される始期を、その適用が始まるのをRA-23時点から任期を数え始めるという規定を設けるよう提案したいと考えております。

③が新ITU-R報告案またはITU-R報告改訂案をSGに提出する際に、ワーキングパーティーが取るべき措置というものでして、ITU-Rは、コンセンサス主義といたしまして、全会一致で決めて手続を進めていくという、おおよそのコンセンサスですが、それだと、1国が反対するとなかなか議論が先に進まないといった場合があるので、それに対する対応をどうしようかというのがこの③です。既にSGレベルではそういった対応策が設けられておまして、それをワーキングパーティーでITU-R報告を承認、合意する際にも適用しようというのがこの中身でございます。いずれも手続的な事項ですので、ほかの国々もいろいろ知恵を出してくると思いますので、現地において各国の意見や、あるいは提案などを踏まえて、よりよい案がつけられるよう対応していきたいと考えているというのがRAGの関係の決議案への対応でございます。

以上でございます。

○三瓶部会長　　ありがとうございました。

それでは、以上で、R A－2 3 への対処方針（案）の説明となりましたけども、全体を通して、質問、御意見ございませんでしょうか。いかがでしょう。

○今井専門委員　　自由が丘学園の今井です。一つ質問してもよろしいでしょうか。

○三瓶部会長　　どうぞ。

○今井専門委員　　高度没入型映像音響システムの御発表に質問がございます。

○三瓶部会長　　何章かを明示してください。

○今井専門委員　　資料 2 2－2 のページです。

○三瓶部会長　　どの S G か含めてですね。

○今井専門委員　　5 6 ページですけど、S G 6 です。5 6 ページで、細かいことではないので、一般的な質問をさせていただきたいんですけれども、日本の勧告が受けられているというのはとても大事なことで、立派ですばらしいと思います。努力に本当に感謝したいと思います。

このように、映像音響システムのような場合、恐らく勧告を通した後、国益のためには、ビジネスが進めやすくするためにいろいろな国とネットワーキング、人脈をつくって導入しやすくするという活動もこの場で行われるのかなと推測しました。そのような場合に、今、日本はどのような国と主に連携されているのか。もしもこの場で語って大丈夫なようでしたら教えてください。

といますのは、この 1 0 月に総務省が主催した I G F 2 0 2 3 に参加したんですけれども、かなりインドとアフリカの方が積極的に発言されていたので、日本はどのところと連携しているのかなというのがとても気になったので質問させていただきました。よろしくをお願いします。

○三瓶部会長　　伊丹先生、いかがでしょうか。

○伊丹主査　　伊丹でございます。こちらは事務局から御説明いただければと。あとオブザーバーから御説明いただければと思いますが。

○齋藤様　　NHK のオブザーバーで参加させていただいております齋藤ですけれども、聞こえますでしょうか。

○三瓶部会長　　聞こえます。

○齋藤様　　御質問の件、回答させていただきます。この高度没入型映像音響システム、

イマーシブメディアなどという形で、NHKでも放送技術研究所を中心に、今、積極的に研究開発している内容になっております。そして、諸外国で言いますと、主にイギリスのBBCなど、特に欧米、欧州の放送事業者さんと連携して、この勧告やレポートにつきましても彼らと一緒に作成しておりますし、その先の実際にユースケースなどについても、主にBBCなど、欧州の放送事業者と連携して研究を進めているという状況になっております。よろしく申し上げます。

○今井専門委員　　ありがとうございました。

○三瓶部会長　　ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。では、どうもありがとうございました。

では、続きまして、RA-23に提出が予定されております日本寄書につきまして、配付された資料に基づいて御説明をいただきます。日本寄書は非公開としておりますので、投影は行いません。構成員の皆様は事前配付の資料を御使用ください。まず資料22-5-1につきまして、周波数管理・作業計画委員会、横山主査からお願いいたします。

○横山主査　　資料22-5-1です。先ほどRAGの中で若干御説明いたしましたが、ITU-R決議1-8の改訂。ITU-R決議1-8というのは、無線通信部門の作業方法を定めた決議でございます。枝番8とあるのは、これまでに8回改訂しているという意味でございます。先ほどRAGで研究、この改訂案をRAGとしてつくりましたという御説明をさせていただきました。それに関して、日本として、さらにこういった点を改善したほうがいいのではないかとこのを上乗せする形で提案したいと考えております。概要のほうに3点ございますので、そこを御覧ください。

1点目は、WP議長の任期の話でございます。「過去のSG議長・副議長の任期が設定された際の規定にならい」とありますが、最初、SG議長の任期をどうするかというのが議論されて決まったのが1993年でして、それから、今、2023年ですから30年ぐらいたっているんですかね。徐々に、1人の議長が長く務めるのではなくて、それぞれ任期を設けていきましょうという大きなアイデアの中で流れがあって、それに沿ってWP議長をどうするかという議論がRA-23で行われるということでございます。RAGでつくった案には、適用開始をどうするかというところがまだ検討されておられませんので。というか、検討されてない、あるいは規定自身がつくられていないので、そこが抜けているぞということを日本として指摘し、かつ、これまでの例に倣って、この

決定を行うRAを始期として追加提案するというのが1点目でございます。

2点目は、複数のSGにまたがるITU-Rの、これは勧告案とありますが、報告案です。報告案の作業方法について、主導WPを決めて、複数あった場合、どちらかのSGを、実際、作業を行うのはSGの傘下にあるWPなので、主導WPを決めて、そこがリードしていくとしたら、スムーズに手続が流れるのではないかというのがRAGの案ですが、それでもなかなか一つに決めることができないものもあるだろうし、むしろ、共同責任とするのが望ましい場合があるだろうということで、それを上乘せする形で提案しようというのが2点目です。

先ほど御説明の中で申しましたけれども、共同責任とする場合は、時期的に、スケジュール的に、後のタイミングで開催するSGのほう为主导するといった整理をすれば、手続がうまく流れるのではないかと考え、そういった提案をするというのが2点目です。

3点目は、これはどちらかという、それほど、今申し上げた大きな話ではなくて、規定の中に曖昧なところがございますので、ワーキングパーティーのほかに、タスクグループとかジョイントグループ、そういうものがございまして、そういうところがはっきりしないとといったような点があって、当該追加規定、ワーキングパーティーが報告を――すみません。今、説明が間違っております。失礼いたしました。これはワーキングパーティーが報告案をSGに提出する際、追加規定を含める場合にはテキストの明確化が必要であるという修正提案を行うというものでございます。

以上、この提案内容を御説明させていただきました。以上です。

○三瓶部会長　ありがとうございます。周波数管理・作業計画委員会より、RA-23に提出する寄書の説明を行っていただきましたけれども、御質問でございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、資料22-5-2から5-4につきましては、地上業務委員会関連ですので、私から3件まとめて御説明いたします。

○三瓶主査　まず1件目、資料22-5-2につきましては、これはアマチュア業務からRNSSを保護するための勧告案に関する日本寄書でございます。

資料22-5-2を御覧ください。本件ですが、1,240MHzから1,300MHzの帯域におきまして、アマチュア業務及びアマチュア衛星業務が無線航行衛星業務、つまり、RNSSの受信局に当たる干渉から、この受信局を保護するための措置をまとめた勧告の策定に関するものでございます。

本案件は、WRC-23 議題 9.1 b のための検討でございますので、WRC-23 までに勧告を成立することが望ましいとの観点から、WP 4 C での検討結果も考慮しつつ、これまで WP 5 A で鋭意審議を行ってまいりましたが、WP 5 A や SG 5 の議論の結果としまして、現時点で採択に至っておりません。また、RA に上程して検討する提案もなされましたが、これについても合意されませんでした。

合意に至らなかった主な理由としましては、勧告草案の中で、アマチュア及びアマチュア衛星局に適用する措置として 3 つの案が併記されたままとなっております。検討が十分になされていないとみなされたという点が挙げられます。日本としましては、この 3 つの案のうち、1 つが我が国の考え方に沿う内容でもありますことから、これを基本とした寄書を RA に提出しまして、審議及び承認を目指すものがこの文書でございます。

なお、寄書の内容にオーストラリアの賛同をいただいておりますことから、2 か国での連名寄書としたいと考えております。

まず、この寄書についての説明は以上でございます。

続きまして、2 つ目の寄書、資料 22-5-3 を御覧ください。この案件は、IMT-2020、IMT アドバンスドといった IMT の名称を定義する決議の改訂案に関するものでございまして、具体的には、IMT-2030 を追加するというものでございます。改訂案のテキストに対しては合意が得られております。ただ、先月、9 月の SG 5 会合におきまして、これは SG 5 において採択すべきものではなく、あらゆる加盟国が参加する RA の場で審議すべきとの意見が出されたため、採択に至らなかったという経緯がございます。

本改訂案は、IMT-2030 の標準化スケジュールに影響を与えるものなので、早期に改訂内容が承認される必要があると考えております。このため、RA の場でより確実に議論、改訂内容が承認される必要があると考えております。そのため、RA の場で、より確実に議論の対象とし、承認を目指すために、この寄与文書を提出するものでございます。

なお、これにつきましては、日中韓での連名寄書としたいと考えておりまして、中国、韓国からは既に連名可能との連絡をいただいております。

本寄書につきましては、以上となります。

次に、3 件目、資料 22-5-4 に関してですけれども、これは ITU-R 決議 65 の

改訂案に係るものでございます。本件は、IMT-2020及びIMT-2030の開発プロセスの原則についての決議の改訂案に関するものでございます。本改訂案につきましては、先月9月のSG5会合でも議論されましたが、合意に至っておりません。争点は、IMT-2020や、将来的にはIMT-2030の無線インターフェース技術の既存規制環境への合致評価、これを新たに開発プロセスに追加するかどうかという点でございます。つまり、既存の他の無線業務との共用に関する評価を開発プロセスに追加するかどうかという点でございます。

このためSG5会合では採択に至っておりませんで、その結果として、RAにはSG5議長からの報告に情報として添付されるということにとどまることとなりました。本改訂案は、将来のIMT開発のプロセスに影響を与えるものでございまして、早期に改訂内容が承認される必要があると考えております。このため、RAの場でより確実に議論の対象とし、承認を目指すために、寄与文書を提出するものでございます。

なお、これは日韓での連名寄書としたいと考えておりまして、韓国からは既に連名可能との連絡をいただいております。

SG5に関連する日本寄書の説明は以上でございます。

○三瓶部会長 地上業務委員会からRA-23へ提出する日本寄書の説明をただいま行いましたけども、これについて何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

では、特にないようですので、どうもありがとうございました。

では、次に、参考として現在の研究体制につきまして、資料22-3が用意されておりますので、事務局から御説明をお願いします。

○中越通信規格課長 事務局でございます。資料22-3、こちらを御確認いただければと思っております。こちらの資料におきまして、今研究会期の研究体制をお示ししてございます。勧告策定に向けた技術的検討を行うスタディグループ、SGといたしまして、1から7までの6つ、また、ITU-Rの作業の優先順位ですとか、戦略の見直しなどについて検討を行いまして、無線通信局長に助言を行うグループ、RAGでございます。合計7つのグループが今研究会期の体制となっております。

SGでございますが、全ての無線通信業務に共通に関わる問題を担当するSGといたしまして、周波数管理に関する検討を行うSG1、電波伝搬に関する検討を行うSG3というものがございます。また、無線通信業務を技術的な類似性、こういった観点でグループ化をして、それぞれの業務について検討を行うグループとして4つございまして、

衛星業務に関する検討を行うSG4、地上業務に関する検討を行うSG5、放送業務に関する検討、SG6、科学業務に関する検討を行うSG7と、こういった体制になってございます。

現在、こちらの研究体制におきまして、SG6につきましては、西田議長、NHKからお願いをしているといったところでございます。また、SG4の副議長として、スカパーJ SATの河野様、SG5の副議長として、NTTドコモの新様をお願いしているといった状況でございます。それぞれ名前のところの下線が引かれている方が図の中にございますが、下線を引かれている方は、2期目のチームに入っているということで、次会期はもうポジションにすることができないといった状況でございます。このため、次の会期におきましては、SG6、西田議長におかれましては任期満了で御退任ということになりますので、副議長候補といたしまして、NHKの大出様を推薦することを考えてございます。SG5副議長の新様につきましても任期満了となりますので、後任といたしまして、KDDIの今田様を、また、SG4の河野副議長におかれましては、現在1期目でございますので、副議長の継続、再任用ということで、日本から推薦しているところでございます。

以上でございます。

○三瓶部会長　　ありがとうございました。

では、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。特に異議があれば、ウェブ会議システムで挙手して、コメントしていただければと思いますけど、よろしいですか。

それでは、以上、RA-23への対処方針ということになりますが、この内容で、一部答申するということがよろしいでしょうか。異議があれば、挙手システムで挙手をし、異議ありとコメントいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

特に異議はなさそうなので、本案をもって一部答申とすることにいたしたいと思えます。また、今後、RA-23に向けて多少時間がありますので、対処方針に変更がある可能性もありますけども、この変更があった場合には、部会長に対処一任ということで、一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、どうもありがとうございました。

それでは、ここで、総務省、田原局長から御挨拶いただきたいと思えます。

○田原国際戦略局長　　御審議ありがとうございます。本日は、国際電気通信連合無線通

信総会、RAへの対処についてということで、2023年のRAの対処につき御審議いただきまして、ありがとうございました。また、一部答申をいただきまして、ありがとうございました。

来月13日から17日まで、アラブ首長国連邦のドバイにおいてRA-23が開催されるわけですが、本日、御答申いただきました答申に沿った形で、我が国の意見が反映できるよう、また、我が国がITUの無線通信部門の標準化活動に十分寄与できるように私ども総務省としてもしっかりと努めていきたいと考えております。

今後とも情報通信行政に対しまして、御指導あるいは忌憚のない御意見等よろしくお願い申し上げます。本日は御審議ありがとうございました。

○三瓶部会長 田原局長、どうもありがとうございました。

(2) その他

○三瓶部会長 それでは、その他、御質問等、何かございますでしょうか。特にないようですので、それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了となります。

今後の予定等につきまして、事務局から何かございますか。

○中越通信規格課長 事務局でございます。本日、皆様に御審議をいただきましたRA-23への対処、こちらに従いまして、来月開催されます会合に参加してまいりたいと思っております。こちらの結果につきましては、情報通信技術分科会におきまして、三瓶部会長から御報告いただく予定となっております。時期的なところといたしましては、来年年明け1月ぐらいに開催される情報通信技術分科会を想定しているところでございます。また、ITU部会でございますけれども、RA-23の結果報告、こちらについてITU部会にも行いたいと思っております。時期的には同じく年明けを予定しております。詳しい日程につきましては、三瓶部会長と調整の上、別途、また事務局から御案内させていただきたいと思っております。その際には御出席のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

閉 会

○三瓶部会長　それでは、以上をもちまして、第22回情報通信技術審議会情報通信技術分科会ITU部会を閉会いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。